

平成23年第8回

荒川区教育委員会定例会

平成23年4月22日
於) 荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成23年荒川区教育委員会第8回定例会

1 日 時 平成23年4月22日 午後3時00分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員

委 員 長	高 田 昭 仁
委員長職務代理者	小 林 敦 子
委 員	青 山 侑 介
委 員	高 野 照 夫
教 育 長	川 寄 祐 弘

4 出席職員

教 育 部 長	新 井 基 司
教育総務課長	入 野 隆 二
教育施設課長	丹 雅 敏
学 務 課 長	平 賀 隆
社会教育課長	佐 藤 泰 祥
社会体育課長	泉 谷 清 文
指 導 室 長	武 井 勝 久
南千住図書館長	東 山 忠 史
書 記	大 谷 実
書 記	浅 沼 佳 子
書 記	湯 田 道 徳
書 記	渡 部 由 香

5 案件

(1) 審議事項

議案第29号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 平成23年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況等について

イ 平成23年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について

(3) その他

○**委員長** ただいまから荒川区教育委員会第8回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。5名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高野委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いします。

○**教育長** 本日の審議、よろしくお願いいたします。

○**委員長** 初めに、会議録の承認を行います。

お手元に平成22年11月26日の会議録及び12月10日の会議録を配付しております。

本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等していただきました。

本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** それでは、承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、報告事項2件として御案内しておりましたが、本日はお手元の次第のとおり、審議事項1件を追加させていただきました。

本日の議事進行ですが、説明者である事務局の都合により、議事日程の報告順を変更させていただきますこと、また、途中説明者が退席いたしますこと、御了承をお願いします。

初めに、議案の審議を行います。

議案第29号荒川区社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

議案第29号について説明をお願いいたします。

○**社会教育課長** 社会教育課長。それでは、議案第29号荒川区社会教育委員の委嘱について御説明申し上げます。

提案理由でございます。社会教育委員2名を委嘱するものでございます。

内容でございますが、区分としまして、学識経験者、千石保氏、財団法人日本青少年研究所理事長でございます。また同じく岡田芳子氏、元荒川区立小学校長でございます。任期でございますが、平成23年5月9日から25年の5月8日までの2年間ということで、今回再任という形で委嘱するものでございます。

委嘱後の社会教育委員の構成につきましては、記載のとおり9名の方でございます。

なお、参考としまして、社会教育法、それから荒川区社会教育委員条例の関連条文を記載しております。委員の任期は2年とし、再任されることを妨げないとなっておりますので、今回再任という形になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** ただいまの説明について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようであれば、質疑を終了します。

議案第29号について、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では討論を終了いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。

議案第29号荒川区社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に移ります。

平成23年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について説明をお願いします。社会教育課長。

○社会教育課長 社会教育課長。平成23年度荒川区登録・指定文化財の諮問（案）について御説明させていただきます。

本日、ふるさと文化館の野尻館長が来ておりますので、詳細につきましては後ほど館長から説明させていただきます。

今年度の登録指定文化財について、荒川区文化財保護審議会に諮問する案についての御報告でございます。

1、荒川区登録文化財につきましては4件ございます。1件目が有形文化財歴史資料、皆川氷業コレクション、2件目が有形文化財歴史資料、武蔵国豊島郡新堀邸諏訪神社記碑、無形文化財工芸技術、花かご、武関章氏、有形文化財、木造大黒天像・恵比寿像、この4件につきまして、荒川区登録文化財とすること及び保持者として認定することについて諮問するものでございます。

次に、荒川区指定文化財については2件ございまして、有形文化財歴史資料、千住製絨所絵馬、それから無形文化財工芸技術、木版画摺、松崎啓三郎氏、2件の文化財を荒川区指定文化財とすること及び保持者として認定することについて諮問するものでございます。

それでは、詳細につきましては野尻館長から説明させていただきます。

○荒川ふるさと文化館館長 荒川ふるさと文化館、野尻のほうから説明させていただきます。

今年度の登録文化財、まず一つ目ですけれども、皆川氷業コレクションと申しまして、荒川ふるさと文化館のコレクションの中で、皆川号外コレクションという非常に膨大なコレクションがございますが、そのコレクターであります皆川重男さんが集めたものでございます。現在、御長男の宣男さんが御所蔵されております。

皆川家は、明治時代以降、氷業を営んでおりまして、それがベースになりまして、皆川さん独特の収集ネットワークがございますので、氷に係る資料を集めておりましたところ、

100点余り収集されております。

以前にお借りして展示したことがありますけれども、お手元の写真にありますような氷業に係る錦絵ですとか、それからポスター類、それから皆川家の小売業の商売上でお使いになったような古文書ですとか、そういったものが母体となっております。こちらを今回、登録文化財の歴史資料として御審議いただこうと思っております。

続きまして、歴史資料、もう一つですが、諏訪神社、西日暮里三丁目の台地の上にあります大きな神社ですけれども、そちらの境内にあります武蔵国豊島郡新堀邸諏訪神社記碑と申しまして、ちょっと写真は小さいんですけども、前面に漢文で諏訪神社の縁起が記されております。

諏訪神社と申しますのは、日暮里、谷中村の総鎮守として知られているところでございますけれども、こちらの縁起の碑は文化14年、1817年に建立されたものです。

実は諏訪神社には、古文書としまして既に2点ほど縁起が伝わっているんですけども、それぞれ神社側、または別当寺の浄光寺側の主張が記されておまして、こちらの漢文調の縁起も、非常に諏訪神社の記録上、重要なものだと思います。金石文ではありますが、非常に重要なものだというふうに位置づけられるかと思えます。

ちなみに、石句なんですけれども、谷中の広群鶴という、非常に石碑を得意とする人がおまして、広群鶴の作品だということでも名高い石碑でございます。こちらを歴史資料として登録したいというふうに考えて、審議会のほうに御審議いただこうと考えております。

続きまして、有形民俗文化財といたしまして、写真の下のほう見ていただけますでしょうか。これは素盞雄神社さん、南千住六丁目の神社で御所蔵の恵比寿像と大黒像でございます。3体からなっておりますが、実はこれは神社さんがもともと御所蔵のものではございませんで、神社さんの氏子さんでコツ通り商店街、日光道中、千住地区で江戸時代からろうそく業を営んでいた蠟燭屋倉嶋家という家がございます。そちらの家の改修工事に当たりまして、大きな神棚をおろしました。そのときにこの像が出てまいりまして、改修を機に収蔵するところがないということで、神社さんのほうにおひな様と一緒におさめたものです。

私どもで調査させていただきましたところ、非常に古いものだということがわかりました。天保2年、1831年の墨書があります。ちょっと写真では見づらいですけども、像の後ろ側に墨で書かれております。この墨書を見ますと、自々齋条一舟という、ちょっと長い名前なんですけど、人形師の名前が書かれていたんです。

この人形師について調べてみましたところ、千代田区の神田明神の山車人形、飛驒の匠という山車人形があるんですけども、その作者と同一人物だということがわかりました。このことから山車人形の人形師というのは、非常に大きなお人形もつくられますが、こういった小物の、民間信仰にかかわるようなものもつくっていたということが理解できるかと思えます。

胎内から小さいまた大黒さんが出ておりまして、恐らく商売繁盛だけではなくて、子孫繁栄も祈ってつくられたんだと思われます。これからもう少し調べていきますと、もう少し詳細なことがわかるかと思えます。こちらを有形民俗文化財として諮問させていただきたいと考えております。

登録文化財の最後といたしまして、無形文化財工芸技術、花かごの技術を保持していらっしゃる武関章さん、昭和33年のお生まれで52歳とお若いですが、西日暮里三丁目の、恐らく御存じの方もいらっしゃるかと思えますが、夕やけだんだんのわきのところにかご屋さんを営んでいる武関さん、お父様も登録文化財の保持者で、長らく伝統技術展などにも御出場いただいているところでございます。

武関章さんは、おじいさま、お父様の代からのかご屋の長男なわけですが、お父様だけではなくて、国指定無形文化財になっております、飯塚小玕齋さんという方に師事されておまして、非常に高度な技術を習得されております。

○高野委員 人間国宝、飯塚小玕齋さんは懇意にしていました。それで高村光雲の娘さんを嫁にもらっていらして、その飯塚小玕齋の令嬢はドイツに住んでますよ。

○荒川ふるさと文化館館長 そうなんですか。

○委員長 続けてください。

○荒川ふるさと文化館館長 こちらの武関さんの花かごの作品なんですけども、非常に波をイメージしたような、現代的なデザインでありながら、技術は伝統的なものを使って、非常に多くの作品をつくっておられまして、日本伝統工芸展に入選はもちろん、日本工芸会の正会員でもあられます。

せんだって、平成20年には文化庁の文化交流大使としてドイツに派遣されておまして、ドイツの美術館で所蔵していた日本の古いかごの調査に当たっております。非常に技術的にもすぐれておまして、実はつい最近まで文京区にお住まいだったんですけども、荒川区に住所を移されたということで、いよいよ登録したいと考えておまして、諮問させていただきたいと考えております。

以上が登録文化財の候補4件でございます。

続きまして、指定文化財候補を2件御説明させていただきます。

有形文化財の歴史資料、千住製絨所絵馬でございますが、写真、ちょっと黒くて申しわけありませんが、こちらの絵馬は荒川ふるさと文化館の常設展示室に掲げられているものでございます。千住製絨所といいますと、明治12年に創業の官営工場だということは御存じだと思いますけれども、この絵馬はそれより2年前、明治10年に千住製絨所の建物を工事する際、着工の際に安全祈願のために地元の有志ですとか大工さんなどがお金を出し合ってこれをつくり、素盞雄神社

に奉納したものでございます。

実はつい最近、これが明らかになってきたところですが、この絵は江戸の琳派の流れを含みます千住の絵師、村越向栄という画家が描いたものだということが判明しておりまして、今開催されています足立区での博物館で千住の琳派の展示をしているんですけども、そちらでも紹介されている絵でございます。

千住製絨所の絵馬は、素盞雄神社から実は千住製絨所に一度移動されまして、戦争の最中は東北のほうに疎開されておりました。その後、松戸の駐屯地を経まして、荒川ふるさと文化館ができた際に、西川区長の声を、実は自衛隊のほうに交渉していただきまして、荒川ふるさと文化館に寄贈していただいたということで、現在常設展をさせていただいております。

千住の琳派についての新しい情報もございますので、この機に指定文化財にさせていただければというふうに考えております。

それから、もう一件、無形文化財工芸技術、木版画摺、町屋三丁目にお住まいの松崎啓三郎さん、昭和12年生まれ、74歳になられます。写真にありますように、松崎さんは伝統的な錦絵の復刻などに非常に技術を持っておられまして、東京の浮世絵の職人の業界でも役員を務めるなど、後進の育成にも励んでおられる方です。松崎さんは、実は息子さんも技術を後継しておりまして、今、息子さんの育成に励んでおられます。

平成13年、結構前になりますが、登録文化財、東京都の伝統工芸師にも認定されております。今回、技術展のポスターのデザインもお願いしているところですので、指定文化財として今回、審議会で審議していただきたいと考えております。

以上が説明になります。

○委員長 ただいまの説明について質問ございませんか。

○教育長 大黒さんの木の質は何ですかね。

○荒川ふるさと文化館館長 これから確認したいと思います。非常にかたい木を使っていますので、高度な技術がないとなかなか彫れない素材だと思います。ケヤキですとか。

○教育長 紫檀、黒檀。

○荒川ふるさと文化館館長 そこまでかたいものではないですが。

○委員長 カシとかそんなものじゃないかな。倉嶋さんのところにあったということは、素盞雄神社に、今はないだろうけど、いろんな山車人形をつくった人がここにおさめたと。

○荒川ふるさと文化館館長 可能性はあるかと思えます。南千住にも山車人形がたくさんありましたので、今千葉のほうに譲られたといううわさもある山車人形ですが、もしかすると、その作者かもしれません。これについては初めて確認されたことですので、これが世に出ることによって、もう少し自々齋条一舟という人形師について、ほかの自治体からも報告があるかと思えます。

- 小林委員 昨年、伝統技術展ですか、させていただいたときに、花かごの武関章さんでいらっしゃいますか、ちょうど実演でつくってくださっていて、それで松崎校長の峡田小学校の小学生が本当に熱心に見ていて、また武関さんも非常に丁寧に説明をされていて、とっても小学生にとっても貴重な機会だなというふうに思いながら見せていただきました。こういった方がいらっしゃるのには区にとっても誇りですよ。本当にありがたいことだというふうに思います。
- 委員長 絵馬のところに教育委員会所蔵って書いてあるけど、ふるさと文化館所蔵とか教育委員会所蔵とか、そういう区別というのはあるんですか。
- 荒川ふるさと文化館館長 基本的には文化館所蔵ということではなくて、うちは保管しているわけですので、教育委員会所蔵ということになっています。
- 委員長 国立博物館所蔵というと文化庁所蔵になるの。
- 荒川ふるさと文化館館長 ちょっとその辺は。
- 委員長 こういうの、よくわかんないなと思います。
- 教育部長 確かにそうですね。有名な画家の絵が学校の所蔵になっていたりします。以前、展覧会があって見に行ったら、練馬区立何とか小学校所蔵なんて、佐伯祐三のテニスコートの風景みたいな絵がありました。何々小学校所蔵なんて、財産管理は学校になっているのかなど。多分寄贈はしていると思うんですけどね、佐伯祐三が。
- 教育長 荒川区の瑞光小学校の校長室に勝海舟の直筆があるじゃないですか。ああいうのも今回の震災とか考えたとき、あそこに置いといていいのかなど。コピーでもあそこに置いといて。
(笑声)
- 荒川ふるさと文化館館長 現物を見ることで励みになるということもあるかと思いますので、掲示の仕方を工夫すればいいかと思います。
- 教育長 そうですね。せっかくだから、すばらしい勢いのある字ですものね。
- 青山委員 ここにあってもいいけど、要は温湿度管理とか、盗難対策とかがきちんとしていければね。
- 教育部長 世田谷の京西小学校に行って、学校名のいわれを書いた額を台風のとて避難させようとして、校長さんが殉死されているというか、そんなものもある。伊藤博文の書いたものなんですよ。
- 青山委員 そうなんですか。
- 小林委員 いつごろの話ですか、それは。
- 教育部長 多分明治の時代に作られたものがずっと伝わっていて、戦前の話だと思います。
- 小林委員 戦前の話ですか。
- 教育部長 ええ、そんな話でした。台風のとてに避難させようとして校長先生が殉死された。

授業を見に行ったら、伊藤博文の京西学校って、瑞光学校と同じように、何とか学校と、そのいわれが書いてある。これを避難させようとして校長先生が亡くなった。

○**青山委員** そうですか。私も小説後藤新平を書いた関係で、後藤新平の書いた書画とかいうのを時々いただくんですよ。右から左ですぐ水沢の後藤新平記念館にあげてしまうんです。温湿度管理がしっかりしていますから、博物館は、虫対策とかね。

○**荒川ふるさと文化館館長** そうですね。

○**委員長** 文化財を大切にすることというのは大したことだね。今まで審議会から答申されてきて、これ登録にします、指定にしますって諮っていたけど、その前にこれを諮問に出そうと思うという報告、今までありましたか。

○**社会教育課長** はい、毎回しています。

○**委員長** これからこれをかけます、よろしくという報告ね。

○**高野委員** ちょっとよろしいですか。

○**委員長** はい。

○**高野委員** 僕は東京都青梅市出身で、ふるさとの市制60周年記念の記念誌が出来たと、実家から送ってきました。荒川区は区制がひかれてどの位になるのでしょうか？

○**教育部長** 来年が80周年です。

○**高野委員** その中には青梅の由来であるいつまでも青さが無くならないという、平将門が植えた梅の木の写真など歴史的な主な出来事や文化財などが掲載されていました。これを機会に、節目ごとの記念出版物をだしておくことは意義のあることと思います。お金がかかりますが。

○**委員長** 50周年のときにつくってましたね。

○**高野委員** 50周年誌があるんですか。

○**社会教育課長** 区史につきましては、写真でということ、今広報課のほうで、来年80周年に向けて、今つくる方向で動いております。

○**高野委員** 区史を作るには賛成です。

○**社会教育課長** 文化財につきましては、荒川の文化財ということで、冊子を4冊、ちっちゃい本、このぐらいの本、文化財については出しておりますので、これからどんどんふえてくれば、また5という形で出していきたいなと思っています。ただ1冊にまとめるというのも一つの方法と思っていますけど。

○**高野委員** 万が一というときがありますから、そういう記録をきちっとしておいたほうがいいかなと思います。

○**委員長** 報告事項の順序が逆になりましたけど、きょう伝統技術保存会の総会があるんですよ、これからね。僕、行けませんけど。

続いて、平成23年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況等について説明をお願いいたします。
学務課長。

○学務課長 平成23年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況及び小学校1年生の35人学級への対応について御報告させていただきます。

1としまして、区立幼稚園等・小中学校の就学状況についてでございます。

まず、幼稚園及び汐入こども園についてです。

幼稚園につきましては、1学級の上限人数を35人に定めた幼稚園設置基準により学級編制を行いました。ただし、3歳児については、従来の定員20名を弾力的に運用し、南千住第三幼稚園、町屋幼稚園、花の木幼稚園で申込者全員を、南千住第二幼稚園で30人まで受け入れを行いました。汐入こども園につきましては、1学級の定員35人まで受け入れを行いました。

23年度の状況でございますが、幼稚園児数につきましては537人、前年度比3人の減、3歳児につきましては174人、前年度比21人の増でございます。汐入こども園児数につきましては210人で、前年比28人の増となりました。

入園申し込みの多かった南千住第二幼稚園の3歳児、汐入こども園の3歳児、4歳児で抽せんを行ったところでございます。

次に、小学校についてでございます。

小学校につきましては、1学級の上限人数を40人に決めました都教委の学級編制基準により学級編制を行いました。

ただし、汐入小学校の1年生及び尾久西小学校の2年生につきましては、都教委の「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配」を活用した上で学級規模を縮小し、汐入小学校1年生は1学級38人、尾久西小学校2年生は1学級39人で学級編制を行いました。

状況でございますけれども、入学児童数につきましては1,346人で、前年度比11人の減、学級数につきましては44学級、前年度比2学級の減となりました。

また、区外公立小学校への転出入でございますが、転出が49人で、前年度比3人の減、転入は27人で前年度比13人の増となっております。

通学区域外就学者数につきましては304人で、前年度比35人の減少となっております。

学校選択制度では、峡田小学校、第一日暮里小学校、ひぐらし小学校で抽せんを実施したところでございます。

次に、中学校についてでございます。

中学校につきましては、1学級の上限人数を40人に決めました都教委の学級編制基準により学級編制を行っております。

なお、中学校1年生につきましては、都教委の教員加配を活用した上で、1学級39人に学級

規模を縮小することは可能でしたが、該当校はございませんでした。

状況でございますが、新入学の生徒数は965人で前年度比38人の減、学級数につきましては29学級で、前年度比2学級の減となっております。

区外公立中学校への転出入につきましては、転出が29人で前年度比13人の減、編入が6人で前年度比9人の減となっております。

通学区域外就学者数につきましては215人で、前年度比39人の減少となっております。

学校選択制度では、第一中学校、第五中学校、第九中学校、尾久八幡中学校、諏訪台中学校で抽せんを実施したところでございます。

次に、2の小学校1年生の35人学級への対応についてでございます。

小学校1年生のみ1学級の上限人数を35人とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正案が成立いたしまして、都教委においても学級編制基準を本日改正、施行したところでございます。

この法改正により、小学校1年生の学級編制基準は35人となりますが、平成23年度につきましては、年度途中に学級編成をし直すことによる影響が大きいことから、各区市町村教育委員会の判断で35人を超えて学級を編制することができるとされてございます。

35人学級の実施に伴い学級編制に影響がある学校は、汐入東、尾久西、尾久宮前、第一日暮里、第三日暮里の5校でございますけれども、今年度は以下の事由により35人学級編制を行わないこととしたいと考えてございます。また、5校への35人学級での教員配置を受け、各校の実情にあわせたチームティーチングを取り入れることで、35人学級と同等の教育効果を確保するよう創意工夫していきたいと考えてございます。

学級編制を行わない事由でございますけれども、既に学級編制が行われ、学級ごとの活動が開始され、学級のコミュニティが構築されている状況にございます。

再度学級編制をし直し、学級のコミュニティを構築し直すためには時間を費やすこととなり、当初予定していた指導スケジュールを見直す必要が生じ、今後の教育活動に支障が生じるおそれがあるなど、児童に対する影響が大きいこと。

また、来年度の小学校2年生——現1年生でございますが——の学級編制基準について、見通しが不透明である状況で、学級編制をすることは、さらなる混乱を助長することになりかねないために学級編制を行わないと考えてございます。

別添で就学状況の詳細についてまとめさせていただいたものを御配付してございますけれども、御参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明について質問ございますか。

○小林委員 質問よろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○小林委員 1点目なんですけれども、南千住第二幼稚園で、3歳児で30人まで受け入れたということなんですけど、教諭の数はどうだったんですか、というのが1点目の質問です。

それと2点目、小学校で35人学級への対応の中で、そこに名前の上がっている5校については35人学級編制を行わず、ティームティーチングを取り入れるというふうにあるんですが、ティームティーチングを取り入れる場合に、教員の配置というのは別に問題なくできるということでしょうか。

○教育部長 1点目の幼稚園の、南千住第二幼稚園の30名の受け入れですけれども、今3歳児ですと、非常勤講師を2名充てておまして、マンパワーを週28時間ございましたか、それでいわゆる週、我々の8時間、40時間より多いようなマンパワーを用意しております。

それに加えてもう一人、非常勤の講師を加えるという形にしております、人的には。さらに31名以上の幼稚園、町屋等がありますが、そこにはさらにそのための臨時職員といいますが、アルバイト職員を付加しております。そういう体制で人員体制をつくっております。

○小林委員 3歳児は手がかかるとお思いますので、学級の人数が多くなると、それなりのケアが必要かというふうに思います。

○教育部長 弾力化のときに、希望どおり、既に御報告さしあげてはおりますけれども、受け入れのときに十分な手当をしなきゃいけないということで、そういう対応をとったところでございます。

○学務課長 2点目につきましては、各校、汐入東のみ学級数が多いという、基準に照らし合わせて2名ふえるんですね。そのほかの学校については1名ずつ教員増になるんですが、都のほうから教員のカードの提示を受けておりますので、面接を行って、その中から適している者を配置していくということを、この後、やってまいります。

○小林委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありませんか。

○青山委員 夜間中学の就学者が随分ふえていますけど。

○教育長 これは中国からとか、最近若い人がすごくふえていますね。

○青山委員 やっぱり外国の方ですか。

○教育部長 中学生の主張などで、尾久地区の青少年対策地区委員会がやっているものと、ある程度高齢の方々に、中学校へ行けなかった方がいらっしゃる傾向はあるんですが、実際にはほとんど外国人学校化しているような状況でございます。そういう意味では、日本の就学年齢、もちろんですけども、年齢の高い方だとか、20代の前半の夜間中学にいらっしゃってる方は多いという、そんな状況でございます。

○委員長 ことし3人しか入ってない。

○教育長 途中から入ってきました。

○教育部長 途中から多分入って。

○教育長 いろんな現場の状況もありますからおくれていると思います。

○委員長 35人学級をことしは見送る形だけれども、35人学級として教室が二つになった場合に、教室が足りないというようなことが起こる学校というのはあったのですか。

○教育施設課長 現時点ですと、教室については、現行の教室の中で何とか検討を進めているという状況です。今のところ、そういった問題は、ございません。

○教育部長 35人学級、例えば法の可決が4月の14日という、参議院の可決がずれ込みましたけれども、旧年度中に、3月中に可決された場合の対応で、2教室、35人編制ということになると、二つになるとか三つになる、一つふえる場合には、ある程度見込みを立てながら準備してまいりましたので、今のところ不足する状況にありません。

実はこの考え方を出すに当たって、該当校の校長先生方にお越しをいただきました。御意見をいただいて、こういう結論を出したというところでございまして、実は都教委の、最終的には本日付の公式文書、それから事前の事務連絡の文書にも、来年度の新2年生の学級編制については、35人が適用されるかどうかは不透明であるという、そういう公文書が来ており、我々もそれ以上の情報を持ってないものですから、それを該当校の校長先生方に示した場合に、35人でやっけて二つに、36、7人の場合、二つに分けますよね。しかし、来年、現在の1年が新2年に上がるときに40人適用となった場合には、また再び一緒になるという。35人は早くて5月にできるかどうかは別にしても、期間的には11カ月、35人の学級編制をして、また2年生に上がるときにもとに戻ってしまうのではよく考える必要があるという御意見もありました。

○委員長 例えば40人学級で想定して抽せんするでしょ、何人まで。それが35人になると、もっと受け入れ人数が減るわけだね。

○教育部長 そうですね。

○委員長 教室が足りなくなる可能性もありますね。

○教育部長 それは一定程度減をして、1割程度減をしてやらざるを得ないと思っています。

○委員長 わかりました。

○小林委員 済みません。1点質問なんですけれども、小学校及び中学校の入学者なんですけれども、私立に行く数というのは、この統計ではないということですか。

○教育部長 国立・私立というのがございます。例えば小学校ですと2ページに新入学児童、済みません、2ページをごらんいただいて、国立・私立ということで、私立という単独でとってございませぬが、国立・私立ということで、国立の附属の小学校でありますとか中学校でありますと

か、私立ということで項目をくくっております。

○青山委員 結果的に小・中とも区内小・中への就学率が上がっているわけですが、それで小学生の場合でいうと、新入学児童数がわずかしか実数で減っていないと思うんですけど、そうすると年度途中で大きなマンションができるのかというと、児童がふえるのではないかと思うんですけど、ここではマイナスになっているけれども、そういうことによる教室不足とか、そういったことはないわけですか。

○教育部長 日暮里に今一つ、大きなマンションが計画をされておりまして、そういう意味では、ただ実務的には年度途中からというのは遠方でない、都内での住みかえですと、結構学年、4月にあわせて、そういうようなことになろうかと。実際には、これちょっと余計なことかもしれないんですが、韓国、中国の方々が本国に大分帰られていますから、実際にはここまでの人数にならない場合があります。まだ帰ってきてないと思います。

○教育長 汐入地区でもいなくなっています。

○教育部長 こども園の終了式ですか、いわゆる卒園式に出たときに、汐入東でもう50人近くいないというようなこと、校長から聞いておりますので、それが継続しているとすれば、さらに増えていますから、かなりの数が帰国されていると思います。手続は中学校に上がるとか、小学校そのもの、籍は置いておりますので、ですからそれが含まれているということは御理解いただきたいんですけど。

○委員長 よろしいですか。予定していました事項、以上ですが、事務局より連絡事項等ございますか。

○教育総務課長 お手元に「子ども俳句相撲大会句集」という小冊子を配布させていただきました。3月に子ども俳句大会を予定していたところでございますが、東日本大震災に伴い、大会の開催自粛をしたということでございます。

応募のありました学校の子供たちの句を集めて、今回句集という形でまとめさせていただき、本日、配らせていただいたものです。

以上です。

○青山委員 すごいですね、大人の句ですね。

○委員長 これいつも相撲俳句大会やると、自分の句というのが2か4か、いっぱいあるんだ。

○青山委員 たくさんある子もいますね。

○委員長 相手の顔を見ながら、この相手ならこの句にしようとかぱっと出す。どっちがいいか。

○青山委員 「ものうげに 明日をみている ひな人形」とかね。

○教育長 いいですね。

○青山委員 「ちやかすなよ 私にもきた ねこの恋」とか、小学生ですよ、これね。

- 教育長 大垣の子もすごいですね、14ページなど見ると。「クラスがえ 私の恋も もようがえ」。
- 青山委員 すごいですね、これは。
- 委員長 学年は書いていないんだね、みんな。
- 教育総務課長 学年につきましては記載をしておりません。
- 委員長 俳句大会に参加してみると、小さな子、小学校低学年もいる。
- 教育総務課長 よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに。
- 教育総務課長 特にございませぬ。お手元に今後の日程につきましてお配りさせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。
- 委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

—了—